

【表紙】

| | |
|--|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成19年6月13日 |
| 【発行者名】 | 日本レジデンシャル投資法人 |
| 【代表者の役職氏名】 | 執行役員 西村 賢 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | パシフィック・インベストメント・アドバイザーズ株式会社 取締役 高野 剛 |
| 【電話番号】 | 03-5251-8528 |
| 【届出の対象とした募集（売出） 内国投資証券に係る投資法人の 名称】 | 日本レジデンシャル投資法人 |
| 【届出の対象とした募集（売出） 内国投資証券の形態及び金額】 | 形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 42,580,620,000円 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 1,087,817,640円 |
| | (注) 今回の一般募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資証券について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、証券取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所有価証券市場を開設する証券取引所は、株式会社東京証券取引所です。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成19年5月31日に提出した有価証券届出書（平成19年6月5日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項のうち、平成19年6月13日開催の役員会において発行価格等を決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (8) 申込期間
- (11) 払込期日
- (13) 手取金の使途
- (14) その他

- ① 引受け等の概要
- ② 申込みの方法等

2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

- (4) 売出価額の総額
- (5) 売出価格
- (8) 申込期間
- (11) 受渡期日

第3 募集又は売出しに関する特別記載事項

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

_____ 罫の部分は訂正箇所を示します。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券】

(3)【発行数】

<訂正前>

60,000口

(注1) 本「1 募集内国投資証券」に記載の募集（以下「一般募集」といいます。）に当たり、後記「2 売出国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載の通り、一般募集の需要状況等を勘案し、大和証券エスエムビーシー株式会社が本投資法人の投資主から借り入れる本投資証券の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。

（後略）

<訂正後>

60,000口

(注1) 本「1 募集内国投資証券」に記載の募集（以下「一般募集」といいます。）に当たり、後記「2 売出国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載の通り、大和証券エスエムビーシー株式会社が本投資法人の投資主から借り入れる本投資証券の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。

（後略）

(4)【発行価額の総額】

<訂正前>

44,800,000,000円

(注) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」に記載の通り、上記の発行価額の総額は、引受人の買取引受による払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

42,580,620,000円

(注) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」に記載の通り、上記の発行価額の総額は、引受人の買取引受による払込金額の総額です。

(5)【発行価格】

<訂正前>

未定

(注1) 発行価格決定日（(注2)に定義します。）における株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。

(注2) 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、上記(注1)記載の仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成19年6月13日（水）から平成19年6月15日（金）までのいずれかの日（以下「発行価格決定日」といいます。）に一般募集における価額（発行価格）及び申込証拠金を決定し、併せて本投資法人が引受人より本投資証券1口当たりの払込金として受け取る金額（発行価額）を決定します。

(注3) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」に記載の通り、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

<訂正後>

734,020円

(注) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」に記載の通り、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(注1)及び(注2)の全文削除並びに(注3)の番号削除

(8) 【申込期間】

<訂正前>

平成19年6月18日（月）から平成19年6月20日（水）まで

(注) 申込期間については、上記の通り内定していますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で、繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成19年6月6日（水）から平成19年6月15日（金）までを予定していますが、前記(5)(注2)の通り実際の発行価格及び申込証拠金の決定期間は、平成19年6月13日（水）から平成19年6月15日（金）までを予定しています。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成19年6月14日（木）から平成19年6月18日（月）まで」となることがありますのでご注意ください。

<訂正後>

平成19年6月14日（木）から平成19年6月18日（月）まで

(注)の全文削除

(11) 【払込期日】

<訂正前>

平成19年6月25日（月）

(注) 払込期日については、上記の通り内定していますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。なお、払込期日については、需要状況等を勘案した上で、繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成19年6月6日（水）から平成19年6月15日（金）までを予定していますが、前記(5)(注2)の通り実際の発行価格及び申込証拠金の決定期間は、平成19年6月13日（水）から平成19年6月15日（金）までを予定しています。したがって、払込期日が最も繰り上がった場合は、「平成19年6月21日（木）」となります。

<訂正後>

平成19年6月21日（木）

(注)の全文削除

(13) 【手取金の使途】

<訂正前>

一般募集における本投資法人の手取金（44,800,000,000円）については、後記「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」記載の第三者割当による新投資口発行の手取金（上限1,100,000,000円）と併せて、本投資法人による特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金（29,690,000,000円）に充当し、残額を短期借入金の返済等に充当します。

(注) 上記の手取金は、有価証券届出書提出時における時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

一般募集における本投資法人の手取金（42,580,620,000円）については、後記「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」記載の第三者割当による新投資口発行の手取金（上限1,051,741,314円）と併せて、本投資法人による特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金（29,690,000,000円）に充当し、残額を短期借入金の返済等に充当します。

(注)の全文削除

(14) 【その他】

① 引受け等の概要

<訂正前>

本投資法人及びその資産運用会社であるパシフィック・インベストメント・アドバイザーズ株式会社は、発行価格決定日に、下表に記載する引受人との間で本投資証券の元引受契約を締結する予定です。引受人は、発行価格決定日に決定される発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受人は払込期日に払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込みます。引受手数料は支払われず、発行価格と発行価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

| 引受人の名称 | 住所 | 引受投資口数 |
|------------------|--------------------|---------|
| 大和証券エスエムビーシー株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 | 未定 |
| モルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 | |
| ドイツ証券株式会社 | 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 | |
| 三菱UFJ証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 | |
| 日興シティグループ証券株式会社 | 東京都港区赤坂五丁目2番20号 | |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | |
| 東海東京証券株式会社 | 東京都中央区京橋一丁目7番1号 | |
| SBIイー・トレード証券株式会社 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | |
| 合計 | ————— | 60,000口 |

(注1) 引受投資口数及び引受けの条件は、発行価格決定日に決定する予定です。

(注2) 引受人は、元引受契約に基づき、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第1号）として、本投資証券の買取引受けを行います。

(注3) 引受人は、引受人以外の証券会社に引受投資口の販売を委託することがあります。

(注4) 大和証券エスエムビーシー株式会社、モルガン・スタンレー証券株式会社及びドイツ証券株式会社を総称して「共同主幹事会社」ということがあります。

<訂正後>

本投資法人及びその資産運用会社であるパシフィック・インベストメント・アドバイザーズ株式会社は、平成19年6月13日（水）に、下表に記載する引受人との間で本投資証券の元引受契約を締結しました。引受人は、平成19年6月13日（水）に決定された発行価額（一口当たり709,677円）にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）（一口当たり734,020円）で募集を行います。

引受人は払込期日に払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込みます。引受手数料は支払われず、発行価格と発行価額との差額の総額（一口当たり24,343円）は引受人の手取金となります。

| 引受人の名称 | 住所 | 引受投資口数 |
|------------------|--------------------|----------------|
| 大和証券エスエムビーシー株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 | <u>24,000口</u> |
| モルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 | <u>9,000口</u> |
| ドイツ証券株式会社 | 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 | <u>9,000口</u> |
| 三菱UFJ証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 | <u>9,000口</u> |
| 日興シティグループ証券株式会社 | 東京都港区赤坂五丁目2番20号 | <u>3,000口</u> |

| | | |
|------------------|-------------------|---------|
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 3,000口 |
| 東海東京証券株式会社 | 東京都中央区京橋一丁目7番1号 | 2,400口 |
| SBIイー・トレード証券株式会社 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 600口 |
| 合計 | ————— | 60,000口 |

(注1) 引受人は、元引受契約に基づき、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第1号）として、本投資証券の買取引受けを行います。

(注2) 引受人は、引受人以外の証券会社に引受投資口の販売を委託することがあります。

(注3) 大和証券エヌエムビーシー株式会社、モルガン・スタンレー証券株式会社及びドイツ証券株式会社を総称して「共同主幹事会社」ということがあります。

(注1)の全文削除並びに(注2)(注3)(注4)の番号変更

② 申込みの方法等

<訂正前>

(前略)

(ロ) 受渡し

一般募集の対象となる本投資証券の受渡期日は、払込期日の翌営業日です。一般募集の対象となる本投資証券は、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」といいます。）に預託され、当該受渡期日から売買を行うことができます。なお、本投資証券の券面の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、受渡期日以降に証券会社を通じて本投資証券の券面が交付されます。保管振替機構に本投資証券を預託される方は名義書換を行う必要はありません。

<訂正後>

(前略)

(ロ) 受渡し

一般募集の対象となる本投資証券の受渡期日は、平成19年6月22日（金）です。一般募集の対象となる本投資証券は、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」といいます。）に預託され、当該受渡期日から売買を行うことができます。なお、本投資証券の券面の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、受渡期日以降に証券会社を通じて本投資証券の券面が交付されます。保管振替機構に本投資証券を預託される方は名義書換を行う必要はありません。

2【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

(4)【売出価額の総額】

<訂正前>

1,100,000,000円

(注) 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

1,087,817,640円

(注)の全文削除

(5)【売出価格】

<訂正前>

未定

(注) 売出価格は、前記「1 募集内国投資証券 (5) 発行価格」に記載の発行価格と同一の価格とします。

<訂正後>

734,020円

(注)の全文削除

(8)【申込期間】

<訂正前>

平成19年6月18日（月）から平成19年6月20日（水）まで

(注) 上記申込期間については、前記「1 募集内国投資証券 (8) 申込期間」に記載の一般募集の申込期間と同一とします。

<訂正後>

平成19年6月14日（木）から平成19年6月18日（月）まで

(注)の全文削除

(11)【受渡期日】

<訂正前>

平成19年6月26日（火）

(注) 上記受渡期日は、前記「1 募集内国投資証券 (11) 払込期日」に記載の払込期日の翌営業日とします。

<訂正後>

平成19年6月22日（金）

(注)の全文削除

第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券エスエムビーシー株式会社が本投資法人の投資主であるパシフィックマネジメント株式会社及びパシフィック・インベストメント・アドバイザーズ株式会社から各々1,282口及び200口を上限として借り入れる本投資証券（以下「借入投資証券」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

（中略）

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成19年7月18日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数を上限として、東京証券取引所において本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買い付けられた本投資証券は、借入投資証券の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）

<訂正後>

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した結果、大和証券エスエムビーシー株式会社が本投資法人の投資主であるパシフィックマネジメント株式会社及びパシフィック・インベストメント・アドバイザーズ株式会社から各々借り入れる1,282口及び200口の本投資証券（以下「借入投資証券」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

（中略）

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成19年7月18日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数を上限として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買い付けられた本投資証券は、借入投資証券の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）